

◎新潟県告示第633号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和元年11月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1 - (ベンゾフラン-6-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン（通称名：6-EAPB）及びその塩類
- (2) 1 - (ベンゾフラン-4-イル) -N-エチルプロパン-2-アミン（通称名：4-EAPB）及びその塩類
- (3) (1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル) (ナフトレン-1-イル) メタノン（通称名：NE-CHMIMO、JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和元年11月15日